

相続の基礎知識 相続のこと、どのくらい知っていますか。
相続について知っておきたい知識や情報をご紹介します。

■ 遺言書の種類

遺言書には主に3つの種類があります。遺言書は様式の条件を満たしていない場合、無効になる場合があります。

種類	内容・様式
自筆証書遺言	遺言者が自筆で全文・日付・指名を記載し、捺印した遺言書を作成する形式
公正証書遺言	遺言者の指示により、公証人が筆記した遺言書に、遺言者・公証人および2名以上の証人が内容を承認の上、署名・捺印した形式
秘密証書遺言	遺言者が自分で用意した遺言書を2人の証人と同行して公証役場に持ち込み、遺言書の存在を保証してもらえる形式

* 令和2年7月10日より法務局にて自筆遺言書保管制度が開始されました

■ 遺言執行者とは

遺言書の内容を実現するために必要な手続きをする人のことを言います。相続人が遺言の執行を妨げることができないように、民法に定められています。遺言書を書く際には、遺言執行者を指定し記載することをお勧めします。

■ 家庭裁判所の検認

自筆遺言書は、亡くなった方が居住していた住所地を管轄する家庭裁判所に検認を請求します。「検認」とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

なお、公正証書遺言、法務局で保管されている自筆証書遺言に関しては、検認の必要はありません。

介護を含むシニアライフのお悩みは
ヘルプラインにご相談ください

☎0120-638-567

受付時間：平日9時～18時
土曜日9時～17時